

【第2号報告】会則・細則の改定・制定の準備状況について

住吉高校創立100周年を迎えるにあたり、同窓会の運営の指針となる会則・細則について、長年見直しをしてこなかったことから、総務委員会を中心に改定および新しい条文の追加、細則や規程の新規制定の案を考えてまいりました。

今回の作業の基本的な方針は、

1. 条文の内容を整理し、不明確な部分を少なくすること、判りやすくすること
2. コンプライアンス体制の整備につながる内容を盛り込むこと
3. 不足している部分、欠落している部分を付加すること

としました。

現行の会則・細則と大きく異なる部分は、

1. 事務局、特別事業の定義を付加した事
2. 事務局運営や会議運営における規程類を整備したこと
3. 役員改選に関わる指名委員会を会則で定義し、委員を増員したこと

です。上記は、すでに過去から同窓会の中で運営されてきた重要な事項（事務局、新奨学金制度、指名委員会）であることから、それを会則で明文化したものです。それらの条文およびそこで定義されている事業等に関連する会則や細則については、内容の改善や整合性を保つために必要な変更を行っています。

また、幹事、常任幹事、役員および幹事総会、常任幹事会、役員会の定義や役割を明確にすることにも留意し、必要な変更を行なっています。

しかしながら、その他の条文は、条文間の内容の移動や字句・言い回し等の変更等はありませんが、原則として実質的な内容変更はほとんど行っておりません。

今回の作業につきましては、役員や常任幹事で検討するだけでなく、幹事の皆様にも第1次案をお送りして、多くの方々からご意見等をいただきました。まだ、ご意見やご指摘の内容を十分に理解・検討ができておりませんので、今回お示した第2次案への反映も不十分であると認識しております。役員会や常任幹事会では、ほぼ80%程度までの合意は出来ているのですが、会則・細則の改定・制定は非常に重要な案件ですので、もう少し時間をかけて、多面的に検討してから、次年度以降の幹事総会に最終案を提案したいと考えております。なお、施行日等は、総務委員会が改定・制定案を検討中に仮決めしたもので、最終案では正式日程を常任幹事会で提案することになります。

つきましては、今回の第2次案につきましても、お忙しいと存じますが、疑問点や修正点等をご指摘くださいますようお願いいたします。なお、第1次案で字句等の変更のご指摘は大体直しているつもりですが、役員や常任幹事である弁護士の意見等で、現行の条文の字句等を変更せずにそのまま使っているところもあります。まだ、いろいろ検討しているところですので、第1次案でいただいたご意見等に個別のお返事はできていませんことをお詫び申し上げます。最終案がまとまった段階で、皆様方からいただいたご意見等への対応の説明をしっかりと行い、ご理解をいただきたいと考えております。

今後とも、ご協力のほど、よろしくお願いたします。